

# 「子ども・被災者支援法」に基づく 支援対象避難者の道営住宅への入居について

平成27年2月13日

北海道では、東京電力原子力事故により健康不安や生活上の負担が生じている被災者が安心して生活できるようにするため、道営住宅への入居について、次のとおり取扱うこととしました。

## 1 対象者について

平成23年3月11日時点で、以下の地域に居住していた方。

※今後見直される場合があります。

福島県中通り	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町の一部、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中嶋村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
福島県浜通り	いわき市、相馬市、南相馬市の一部、広野町、楡葉町の一部、川内村の一部、新地町

(上記からは避難指示区域を除きます。)

## 2 道営住宅への優先入居について

入居者決定のための抽選において、当選率を上げます。

## 3 対象者であることの確認方法について

避難元市町村が発行する居住実績証明書により確認します。

## 4 収入要件及び住宅困窮要件について

### (1) 収入要件について

世帯を分離して公営住宅に入居しようとする場合に、世帯の所得の2分の1を所得金額とみなします。

### (2) 住宅困窮要件について

1の地域内に持ち家がある場合でも、現在住宅にお困りであれば、入居の申込みが可能です。